

平成31年2月藤枝市議会定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成31年3月20日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案 8 件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、第 2 号議案 平成 3 1 年度 藤枝市 国民健康保険事業 特別会計予算について、申し上げます。

はじめに、「社会保険に加入すべき外国人の中で、国保に加入している人が多いと聞いているが、市ではどのように把握し、指導しているか伺う。」という質疑があり、これに対して、「転入時の手続きの際に、窓口で聞き取りにより状況を把握している。社会保険に加入すべき人が国保に加入しても違法とは言えないため、指導はしていない。」という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり 可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 8 号議案「平成 3 1 年度藤枝市介護保険特別会計予算」について、申し上げます。

一委員より、歳出の「4 款 2 項 2 目 任意事業費中、認知症サポーター等養成事業費の状況を伺う。」という質疑があり、これに対して、「平成 3 0 年度は計 2 8 回実施し、約 1, 600 人のサポーターを養成した。平成 3 2 年度末までに市内で約 20, 000 人の養成を目標に、毎年約 2, 000 人の増員を行う予定である。」という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第9号議案「平成31年度 藤枝市後期高齢者医療特別会計予算」について、申し上げます。

一委員より、「国から努力目標となるような通知や通達はきているか。」という質疑があり、これに対して、「そのような通達はないが、公平性の観点から、保険料の徴収率向上は求められている。具体的には、一番確実に納めてもらえる特別徴収への移行を促すことを今年度から取り組み始めた。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり 可決すべきものと決定いたしました。

次に、第11号議案「平成31年度藤枝市病院事業会計予算」について、申し上げます。

初めに、「第6条 企業債のうち、手術室増築事業費について、事業概要及び、今後のスケジュールと手術室増築によって得られる効果を伺う。」という質疑があり、これに対して、「平成31年度実施設計、平成32年度 建設工事完了、完成後、手術支援ロボットの導入を予定している。オペ件数

増加への対応や、最先端機器導入により臨床医が集まりやすい環境となるなどの効果が見込まれる。」という答弁がありました。

次に、「委託料の患者給食業務について、直営から委託へ移行したことによるメリット・デメリットも含め、感想を伺う。」という質疑があり、これに対して「10月まで当院栄養士が厨房に入ったことは想定外であった。直営時には管理栄養士が常時厨房に入っていたが、11月以降は業者だけでできていることは、メリットである。委託について評価作業を実施し、結果、トータルのみにみて業者への委託は妥当であると判断している。」という答弁がありました。

次に、「第5条、債務負担行為について、4億7千万円と前回より7千万円増の要因を伺う。」という質疑があり、これに対して、「年間で設計額が1,790万円の増、消費税が424万円の増となり、3年間で約7千万円となった。人件費が社会的に高騰していることに加え、調理補助者の設計単価を増額したことが主な要因となる。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第26号議案「消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例（分割付託分）」につい

て、本委員会に分割付託されました条項について申し上げます。

特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり 可決すべきものと決定いたしました。

次に、第29号議案「藤枝市 放課後児童 健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より「改正に至った背景 及び 改正による効果について伺う。」という質疑があり、これに対して、「全国的に放課後児童支援員が不足している状況を踏まえたもので、資格の緩和により、支援員が確保しやすくなるを考える」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第32号議案「藤枝市職員定数条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第33号議案「藤枝市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より「名称変更に伴い診療内容は変わるのか。」
という質疑があり、これに対して、「診療内容に変更はない。
脳卒中や認知症などを取り扱う
診療科である神経内科を、心療内科や精神科と混同されてい
る現状があり、市民に周知するための名称変更である。」と
いう答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で、原案
のとおり 可決すべきもの と決定いたしました。

以上、報告いたします。